

◆放課後児童会入会申込みにあたって◆

【入会申込書記入上の注意】

- 申込みの前に、別添の「放課後児童会入会の基準」を必ず御確認ください。
- おもて面の「入会を希望する期間」欄は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの範囲内で御記入ください。（4月1日から利用できます。）
- おもて面の「家族状況調書」の勤務先電話番号及び携帯電話番号は緊急時に連絡するためのものとなりますので、必ず御記入ください。
- 裏面の「父母の就労状況」欄は、就労証明書等と一致するように御記入ください。
- 裏面の「児童の健康状態」欄は、入会後の児童の活動における健康管理や安全確保のために必要ですので、障がいの有無や程度も含め、詳しく御記入ください。

【保護者の就労等が確認できる書類について】

『会社等に勤務している場合』…健康保険証または資格確認書の写し もしくは 就労証明書

- 勤務先の健康保険証または資格確認書※（社会保険・共済組合・健保組合等）がある場合は、そのコピー。
- 扶養の範囲内でお仕事をしている場合や「国民健康保険証」をお持ちの場合は、勤務先からの証明（就労証明書）が必要です。
※ コピーを提出される場合は、個人情報保護の為、保険者番号及び被保険者記号・番号を黒のマーカーペン等で塗り潰してください。

『自営業または内職・農業・漁業等の場合』…営業証明書（写）等 もしくは 状況確認報告書

- 「営業証明書（写）」等、その事実を確認できる書類を添付してください。
- 上記書類を添付できない場合は、民生委員からの状況確認報告書が必要になります。
民生委員へ提出する報告書の様式は、担当課（子育て支援課又は浪岡振興部健康福祉課）にあります。
お住まいの地区の担当民生委員が不明な場合は、青森地区は福祉政策課社会福祉チーム（734-5314）、浪岡地区は健康福祉課民生福祉チーム（0172-62-1113）にお問い合わせください。

『疾病、家族の看護・介護等の場合』…診断書（写）等 もしくは 状況確認報告書

- 「診断書（写）」等、看護・介護等の状況を確認できる書類を添付してください。
診断書には下記事項が記載されていることを御確認ください。
 - ・ 当該状況の期間が記載されていること
 - ・ 疾病等の場合、診断書に保育が困難である旨が記載されていること
 - ・ 看護・介護等の場合、診断書に看護・介護等が必要である旨が記載されていること
- 上記書類を提出できない場合は、看護・介護等を受ける方がお住まいの地区の担当民生委員からの状況確認報告書を添付してください。

【その他】

- 入会申込後、利用の前に、入会する放課後児童会で放課後児童支援員との面談が必要となります。直接、入会する放課後児童会へ連絡し、利用前面談の日時を御予約ください。
- 入会申込書の記載内容等について、電話で確認させていただく場合がありますので御了承ください。
ご不明な点は、子育て支援課（017-734-5348）、健康福祉課（0172-62-1113）へお問い合わせください。